

知立市非木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震による非木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、旧基準非木造住宅の所有者が行う非木造住宅の耐震性の向上を目的とした耐震改修工事に要する費用の一部について、予算の範囲内において交付する知立市非木造住宅耐震改修工事費補助金（以下「補助金」という。）に関し、知立市補助金等交付規則（昭和46年知立市規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。ただし、第1号及び第2号の規定については国、地方公共団体その他の公の機関が所有するものを除く。

- (1) 住宅 自己所有の一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）で、現に居住の用に供しているものをいう。
- (2) マンション 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ床面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。
- (3) 非木造住宅 非木造の住宅（木造以外の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅で、持家・貸家を問わない。ただし、建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定による認定及び建築基準法第68条の10に規定する型式適合認定を受けたプレハブ工法により建築された住宅を除く。）をいう。
- (4) 旧基準 昭和56年5月31日以前に着工された住宅で建築基準法による建築主事の確認済証の交付を受けたもの（建築確認通知書等で建築確認通知日が昭和56年5月31日以前であったことを確認できるものに限る。）をいう。
- (5) 耐震診断者 住宅・建築物に対する安全性を評価する者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士（以下「一級建築士」という。）又は同条第3項に規定する二級建築士であるものをいう。ただし、建築士法第3条に規定する用途・規模の建築物の耐震診断を行う場合は、一級建築士である者に限る。
- (6) 非木造住宅耐震診断 前号に規定する耐震診断者が、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となる

べき事項」に基づき、非木造住宅の地震に対する安全性を構造に応じて適切に診断することをいう。

(7) 安全な構造 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」による地震に対して安全な構造をいう。

(8) 非木造住宅耐震改修工事 旧基準非木造住宅であって、非木造住宅耐震診断の結果、地震に対して安全な構造でないと判断されたものについて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第3項の規定に基づき所管行政庁から建築物の耐震改修の計画の認定を受けて行う、安全な構造にする耐震改修工事をいう。

(9) 施行者 非木造住宅耐震改修工事を行う非木造住宅の所有者（区分所有の共同住宅にあつては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。第3条若しくは第65条に規定する団体又は第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人（以下「管理組合」という。）をいう。）その他市長が同等と認めるものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

(1) 市内に存する旧基準非木造住宅の所有者（現にその住宅に居住する者で、所有者の同意を得られるものを含む。）である施行者。

(2) 一戸建ての住宅の所有者及び賃貸住宅の所有者（共同住宅を含む。）である場合、市税を滞納していない者であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（補助の対象）

第4条 知立市非木造住宅耐震改修工事費補助事業（以下「耐震改修工事費補助事業」という。）とは、この要綱に定めるところによって行われる旧基準非木造住宅について実施される非木造住宅耐震改修工事に要する費用の一部の補助に関する事業をいう。

（補助対象建物）

第5条 この要綱に定める事業の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 旧基準非木造住宅であること。

(2) 区分所有された住宅の場合は、管理組合で合意形式がとれること。

(3) 住宅所有者と居住者が異なる場合は、当事者間で合意形成が図られたものであること。

(4) 過去にこの要綱若しくは同一敷地内で知立市民間木造住宅耐震改修費補助金

交付要綱（平成１５年４月１日制定）に基づく補助金の交付を受けていないもの

(5)「社会資本整備総合交付金交付要綱（平成２２年３月２６日制定）」附属第Ⅱ編イ－１６－（１２）第４の事業要件に適合するものであること。

（事業計画の承認）

第６条 耐震改修工事費補助事業の施行者が、補助金の交付を受けて非木造住宅耐震改修工事を行おうとする場合は、あらかじめ耐震改修計画を策定し、知立市非木造住宅耐震改修工事費補助事業計画書（様式第１）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出し承認を受けなければならない。

(1) 位置図（案内図）

(2) 区域図

(3) 補助対象等を図示した図面

(4) 配置図（事業を行う土地の区域及び建築物の位置を表示すること。）、平面図、立面図、断面図、建築設備図、昇降機、関係図書等

(5) 現況写真（撮影位置を図示すること）

(6) 施行者が管理組合の場合は、組合規約及び耐震改修工事費補助事業の実施に係る議決書又はこれに代わるもの

(7) 建物所有者と居住者が異なる場合は、所有権等を有するもの全員の同意を得たことを証する書面

(8) その他市長が必要と認める図書

２ 市長は、前項の事業計画書の提出があった場合において、当該事業の計画の内容を審査の上、適当と認めたときは、耐震改修工事費補助事業の適用を決定し、知立市非木造住宅耐震改修工事費補助事業適用通知書（様式第２）により施行者に通知するものとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第７条 耐震改修工事費補助事業の補助金の交付の対象となる住宅区分、補助対象経費及び補助金の交付額は、別表のとおりとする。

（補助金交付申請）

第８条 耐震改修工事費補助事業に係る補助金の交付を受けようとする施行者は、事業を開始する前に、知立市非木造耐震改修工事費補助金交付申請書（様式第３）に次に掲げる書類を添付して、非木造住宅耐震改修工事を行う年度の１２月２０日までに市長に提出しなければならない。

(1) 耐震改修工事費の積算内訳書

(2) 耐震診断結果報告書の写し

(3) 耐震改修の計画認定書又は全体計画の認定書の写し（１戸建てを除く。）

(4) 現況写真（撮影位置を図示すること。）

(5) 配置図（事業を行う土地の区域及び建築物の位置を表示すること。）

- (6) 申請書別紙（様式第４）
- (7) その他市長が必要と認めるもの
（交付の決定等）

第９条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を施行者に知立市非木造住宅耐震改修工事費補助金交付決定通知書（様式第５）により通知するものとする。

- ２ 市長は、前項の交付決定をする場合において必要があるときは、当該補助金の交付について条件を付することができる。
（着手の届出）

第１０条 前条の交付決定を受けた施行者（以下「補助事業者」という。）は、耐震改修工事費補助事業に着手したときは、知立市非木造住宅耐震改修工事費補助事業着手届（様式第６）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 非木造耐震改修費補助事業に係る契約書の写し
 - (2) 工程表
 - (3) 連絡者リスト（耐震診断業者、設計業者及び工事監理者、工事請負業者並びに管理組合等担当者）
- ２ 前項の書類は、前条の交付決定があった日から起算して３０日以内に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
（地位の承継）

第１１条 補助事業者が死亡した場合において、補助事業者の承継人が交付決定のあった内容で耐震改修工事費補助事業を行う意思があるときは、市長の承認を受けて地位を承継することができる。

- ２ 補助事業者が破産等やむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、補助事業者の承継人が交付決定のあった内容で耐震改修工事費補助事業を行う意思があるときは、市長の承認を受けて地位を承継することができる。
- ３ 補助事業者は、前２項の規定による場合を除き、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。
（中間検査）

第１２条 市長は、必要と認める場合においては、非木造住宅耐震改修工事の工程を指定し、中間検査を実施することができる。この場合において、補助事業者は、市長が指定する工程において、知立市非木造住宅耐震改修工事費補助事業中間検査申請書（様式第７）に中間検査を行う箇所がわかる図面を添えて、市長に中間検査の申請をしなければならない。

- ２ 市長は、前項の中間検査申請書を受理したときは、当該非木造住宅耐震改修工事が適切に実施されているかどうか、速やかに中間検査を行うものとする。
- ３ 市長は、前項の検査を行った結果、当該非木造住宅耐震改修工事が適切に実施

されていないと認める場合には、当該非木造住宅耐震改修工事が適切に実施されるよう施行者に指導するものとする。この場合において、施行者が指導に従わない場合は、補助金交付決定を取り消すことができる。

（計画の変更）

第 13 条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後に非木造住宅耐震改修工事費補助事業の内容を変更し、補助金の額に変更を生じる場合には、次に掲げる書類を添付して、知立市非木造住宅耐震改修工事費補助金交付変更申請書（様式第 8）を提出しなければならない。ただし、補助金の額に変更がない場合には、次に掲げる書類を添付して、知立市非木造住宅耐震改修工事費補助事業変更届（様式第 9）を提出しなければならない。

（1）変更後の補助対象経費の見積書の写し

（2）変更契約書

（3）変更図面等変更内容がわかる書類

2 市長は、前項本文の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付変更を決定した場合は、知立市非木造住宅耐震改修工事費補助金交付決定変更通知書（様式第 10）をもって施行者に通知するものとする。

（補助事業の取り下げ又は中止）

第 14 条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業を取り下げ、又は中止しようとするときは、補助金の交付決定があった日の属する年度の 1 月末日までに、知立市非木造住宅耐震改修工事費補助事業取下げ（中止）届（様式第 11）を市長に提出しなければならない。

（遂行命令等）

第 15 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し耐震改修工事費補助事業の遂行に関して、必要な指導、助言若しくは指示を行い、又は、必要な報告を求めることができる。

（完了実績報告等）

第 16 条 補助事業者は、耐震改修補助事業が完了したときは、当該事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い期日までに、知立市非木造住宅耐震改修工事費補助事業完了実績報告書（様式第 12）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）施行状況がわかる写真

（2）領収書又は請求書の写し

（3）所得税額の特別控除及び固定資産税額の減額措置を受けようとする場合は、住宅耐震改修証明申請書及び地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）附則第 7 条第 6 項の規定に基づく証明申請書

（4）その他市長が必要と認める書類

（是正のための措置）

第 17 条 市長は、前条の完了実績報告書を受理した場合において、当該事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これらに適合させるための措置を取るよう補助事業者に通知するものとする。

（補助金の額の確定）

第 18 条 市長は、第 16 条の完了実績報告書を受理した場合は、報告内容を審査のうえ、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、知立市非木造住宅耐震改修工事費補助金確定通知書（様式第 13）により、その旨を補助事業者

に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 19 条 前条に規定する通知を受けた補助事業者は、すみやかに知立市非木造住宅耐震改修工事費補助金支払請求書（様式第 14）により、補助金の交付請求を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し）

第 20 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けた場合

(2) 補助金交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反した場合

(3) 補助金を交付の目的以外に使用した場合

(4) その他市長が不適当と認める事由が生じた場合

（書類の保管）

第 21 条 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

2 補助事業者は、前項に掲げる帳簿及び領収書等関係書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならない。

（委任）

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則の改正規定は平成 28 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 7 条関係）

	区分	補助対象経費	助成額	補助金の交付額
	住宅区分			
非 木 造 住 宅 耐 震 改 修 工 事 費 補 助 事 業	1 戸建	耐震改修工事に要する経費（ただし、延べ面積に 1 ㎡当たり 39,900 円を乗じた額を限度とする。）	次に掲げる額の合計額 (1) 補助対象経費の 23%以内の額（ただし、1 戸当たり 1,150,000 円を限度とする。） (2) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税の特別控除の額	助成額から第 2 号の額を差し引いた額（その額に、1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）
	マンション	耐震改修工事に要する経費（ただし、延べ面積に 1 ㎡当たり 34,100 円を乗じた額を限度とする。）	次に掲げる額の合計額 (1) 補助対象経費の 3 分の 1 以内の額（ただし、1 住戸当たり 290,000 円かつ 1 棟当たり 5,000,000 円を限度とする。） (2) 租税特別措置法第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税の特別控除の額	助成額から第 2 号の額を差し引いた額（その額に、1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）